



目 次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○地域森林計画の定め (森づくり推進課)	1
○地域森林計画の変更 (3件) (")	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
○河川法に基づき保管した所有者不明の工作物の返還 (河 川 課)	1
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2

告 示

高知県告示第53号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成29年1月24日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
愛 宕 病 院	高知市愛宕町一丁目1番13号	平29・2・1	平32・1・31
高知赤十字病院	高知市新本町二丁目13番51号	〃	〃
国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町一目2番25号	〃	〃
田中整形外科病	高知市上町三丁目2	〃	〃

院 番 6 号 " "

高知県告示第54号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

平成29年1月24日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指定年月日
おなが通り歯科 南国市篠原1704-1番地 平29・1・1

高知県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により四万十川地域森林計画を平成28年12月28日に定めたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月24日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第56号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成28年1月高知県告示第15号で告示した安芸地域森林計画を平成28年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月24日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第57号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成28年1月高知県告示第16号で告示した高知地域森林計画を平成28年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月24日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第58号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき平成28年1月高知県告示第17号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を平成28年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月24日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興

・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第59号

平成28年12月高知県告示第670号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年1月24日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原村構原甲1525番地
イ 氏名
上田 貞吉
 - ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原村構原甲1796番地
イ 氏名
下元 春松
 - ア 登記簿記載の住所
吾川郡春野町弘岡上2050番地
イ 氏名
久川 百合子
 - ア 登記簿記載の住所
幡多郡昭和村津賀111番地
イ 氏名
谷 辰吉
 - 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 - 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年1月農林水産省告示第107号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- 高知県告示第60号
- 河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項の規定に基づき工作物を除却し、又は除却させ、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。
- なお、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成29年2月24日までに当該工作物の返還を受けることができる。
- 平成29年1月24日
- 河川管理者
高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
船舶1隻
- 2 保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
二級河川出見川水系出見川 須崎市浦ノ内出見字拂川1373番8地先
平成28年11月25日午前10時20分
- 3 工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
平成28年11月25日午前11時13分
須崎市港町108番1
- 4 工作物の所有者等の行うべき措置
工作物の所有者等は、期限までに高知県須崎土木事務所の指示に従い、当該工作物の返還を受けること。
- 5 河川管理者の措置
河川管理者は、工作物の所有者等が4の措置を行わないときは、河川法第75条第6項の規定に基づく売却又は同条第7項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
なお、期限までに工作物の所有者等が判明した場合は、同条第9項の規定により、当該所有者等に当該工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 6 問い合わせ先
須崎市東古市町6番26号 高知県須崎土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0889-42-1859）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成29年1月11日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月11日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所 の所在 地	定款に記載された目的
平成28	特定非	横山 昌	土佐市	この法人は、土佐市民

年10月 25日	営利活 動法人 新居を 元気に する会	市	新 居 894番 地の1	及び土佐市を訪れる観光客に対し、新居公園を中心としたエリアで安全安心して過ごせるよう、環境整備及び広報活動の振興を通じて観光に活かす事業を行い、新居地区を核とした土佐市内の賑わいのあるまちづくりの推進や経済活動の活性化に寄与することを目的とする。
-------------	---------------------------------	---	--------------------	---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年1月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成28年10月17日 28高都計第466号	南国市岡豊町常通寺 島字大井3番1ほか	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤田 貴司